

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：安城市立小川保育園	種別：保育所	
代表者氏名：和田 香里	定員（利用人数）： 170 名	
所在地：愛知県安城市小川町志茂188番地		
TEL：0566-99-0144		
ホームページ： https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shisetsu/hoiku/ogawa.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和28年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 安城市		
職員数	常勤職員： 17名	非常勤職員： 13名
専門職員	（専門職の名称） 名	看護師 1名
	保育士 25名	園務員 2名
		事務員 名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	・保育室：8 ・遊戯室：1 ・便所：7 ・ほふく室：1 ・調乳室：1 ・保健室：1 ・職員室：1 ・調理室：1 ・休憩室、更衣室、湯沸等：3 ・倉庫等：4 防災倉庫：1 ・シャワー室：1	・砂場：2 ・総合遊具：1 ・ブランコ：1 ・鉄棒：2 ・滑り台：2 ・登棒：1 ・足洗い場：2 ・築山：1

③理念・基本方針

<p>（理念） 入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。</p> <p>（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との緊密な連携の下に環境を通して養護と教育を一体的に行います。 ・乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにします。 ・乳幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行うようにします。 ・乳幼児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい遊びや生活ができるよう総合的な保育を行うようにします。 ・一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら援助します。

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況)

・保育園は安城市の南部に位置し、田畑が広がる自然にも恵まれた環境下にある。古くからの住宅地で三世代同居家庭が多いが、他地区からの転入者や核家族世帯も増えてきている。開設から66年の歴史を有し、地域に溶け込んだ保育園となっている。広い園庭には菜園や花壇などもあり、居ながらにして四季を感じて遊べる環境にある。大きなドングリが実るクヌギの樹があり、実のなる季節には子どもたちの格好の遊び場となっている。2階の5室の保育室に連なる木製の幅広く長い廊下はごっこ遊びやゲーム遊び、作品の展示などが展開でき、遊びの工夫や異年齢での交流が期待できる空間となっている。また、3・4・5歳児はそれぞれ2クラスあり、子ども同士、協同したり競ったり、創造したりなどの連携遊びができる環境にある。

・乳児も戸外遊びを積極的に取り入れ、散歩を楽しんだり乳児専用のテラスや園庭で遊びを存分に楽しむ環境が整えられている。

(保育サービスの実施状況)

・生後6か月～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日7時30分から18時である。
・地域の未就園児と保護者を対象にママの子育て広場「とまと畑」や地域の高齢者と5歳児の交流事業「ふれあい会」を実施している。
・施設長は地域の公民館で開催されている出前講座で、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けている。

(地域の方とのつながりを大切にする保育)

・世代間交流として地域の老人会の方と交流をすることで、子どもたちが地域に親しみ、また優しい気持ちで関わりがもてるようにしている。地域の高齢者の方には、保育園や子どもに親しみをもっていただく機会として、「ふれあい会」を年7回を実施している。

(栽培や収穫体験を取り入れた保育)

・保育園の一画に広い畑があり、夏野菜やサツマイモやダイコン、玉ねぎ、ジャガイモなど季節の野菜などを栽培し、野菜の種まきや収穫、調理体験を通して食に関心が持てるようにしている。

・食育推進活動として食育指導計画や栽培計画を作成し、年齢や経験、収穫時期などを考慮して保育活動としてクッキング体験を展開している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 5月 14日(契約日) ~ 令和2年 2月 29日(評価決定日)
受審回数 (前回の受審時期)	3回 (平成 28年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(マニュアルや手順書、手引きなどの策定)

・行政の下、統一された各種のマニュアルや手順書、手引きなどが策定され保育サービスや保育園運営に活かされ必要に応じて改定され、職員に周知している。

(中・長期計画の策定)

・公立の保育所ではあるが安城市の「安城市公立園アクションプラン」に基づいて理念や基本方針の実現に向け、「子どもの育ちを保障する、子育てライフを支援する、多様な連携と協働をつくる、子育て文化を育む、子育て子育てを支援する仕組みをつくる」を目標とし、「質の高い保育、保育士の質の向上、施設設備」の項目に照らし合わせ、収支の裏付けを加味した小川保育園の中・長期計画が策定されている。

(地域の特性を生かした保育)

・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考え方については、事業計画の事業内容に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は地域のふれあい祭りや防災訓練、小・中学校区の会議、校区の運動会などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。
・園児の祖父母や老人クラブとの遊びを通しての交流会や公民館祭りへ4・5歳児の作品を展示したり、地域の未就園児の親子を対象とした保育園行事への招待、地域の保育園との遊びの交流等幅広い触れ合いや交流を図っている。また、社会資源の情報提供として、地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動をしている。

(3歳以上児の保育の展開)

・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。
・それぞれの年齢の発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。園庭のドングリなどを生かした製作、保育園行事で作成した大型の恐竜や発表会で使用した用具を遊びや生活の中で大切に活用し、子どもたち同士で繰り返して遊べる環境を整えている。
・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。
・年長児ならではの活動として、近くの保育園との合同ドッジボールなどは年長児としての団結や力の発揮場となっている。また、年下の子どもにとっては、憧れと期待の活動ともなっている。

◇改善を求められる点

(単年度事業計画の収支計画、事業報告の策定)

・中・長期計画を反映させ、具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定し、それに基づいて分かりやすく工夫をしたグランドデザイン風の事業計画の策定、それに合わせて年間の行事計画を策定しているが、事業計画に収支の裏付けが読み取れない。
・単年度の事業計画時に、それを実現可能とするために把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことと、年度の終了時に事業報告を策定していくことを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、評価基準に照らし合わせて自己評価を行い、それを基に、グループごとに確認し合う過程は、一人一人が保育を見直す場になったとともに、職員の意思統一を図る良い機会となりました。また、保育園運営や管理者のリーダーシップ、保育内容など保育に関わる全ての項目一つ一つを確認し理解を深めることができたことは、施設長としての学びも多く、自信にも繋がりました。

改善点としては、事業計画を実現可能とするために、できる限りの数値化を図る努力をし、計画に活かせるようにしていきたいと思えます。

評価していただいたことを励みに、今後も、「子どもの最善の利益」を考えた保育を行い、保護者や地域の方にとっては安全で信頼される保育園となれるよう努力していきたいと思えます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
〈コメント〉			
<ul style="list-style-type: none">・安城市立保育園の保育理念と基本方針が確立され、それを基に、小川保育園の保育目標と年齢別目標が明文化されている。・安城市立保育園の理念や基本方針は、福祉サービスの内容や特性を踏まえて保育所の使命や目指す方向性が明記され、職員の行動規範となるような具体的な内容が示されている。地域との関わり方については、市の中・長期計画「安城市公立保育園アクションプラン」に明確に位置付けられているものの、小川保育園の方針からは読み取りにくい。・理念や基本方針は、保育園事業計画や重要事項説明書、園のしおり、保育園のパンフレット、保育園だよりなどに記載されているが、ホームページには小川保育園の保育目標と年齢別目標のみ掲載されている。また、分かりやすいようにランドデザイン化し、掲示板や職員室、保育室、遊戯室などに掲示し、視覚的な周知を図っている。・職員には職員会議や研修会、保育活動展開などの折に周知を図り、保護者には入園説明会や父母の会総会で資料やプロジェクターを用いて説明をしている。パンフレットは市役所にも設置し、広域的な情報提供を図っている。・安城市立保育園の保育理念と基本方針をホームページにも掲載しているが、明示の方法が保育所によって「基本方針」または「運営方針」と明示されている。また、内容も異なる。 理念や基本方針または、運営方針を通して公立保育所の使命や役割をわかりやすく明示していくことを期待したい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
〈コメント〉			
<ul style="list-style-type: none">・市の「子ども子育て支援事業計画」から、市全体の動向を把握している。また、中学校区活動推進協議会や地域の町内会の行事に参加し、情報交換や連携を図ることで地域の特性や変化を把握するように努めている。保育所を取り巻く環境の変化や保育のニーズ、子ども数の動向などを把握しメモしているが、具体的な文書化やデータ化、分析はされていない。・保育所が位置する地域での福祉に対する需要動向や子どもの数、保護者や子ども像の変化、保育のニーズなどは保育所の運営を長期的視野に立って進めていくために必要な情報となる。把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
〈コメント〉			
<ul style="list-style-type: none">・運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、施設長や主任保育士が現状を分析し、職員会議等で検討して課題や問題点を明らかにし、運営に反映させるように努めている。・ゆとりある保育展開に必要とされる職員の確保等については市と連携を図り募集をしたり、地域の潜在保育士の発掘に努めている。また、より子どもが主体性を発揮できるような行事計画の見直しをしたり、作業ノートを活用しながら職員の協力体制を図り、時間や労力などを有効的に活用して保育の準備ができるようにしている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	①	b · c
<p><コメント></p> <p>・安城市の「安城市公立園アクションプラン」に基づいて、「質の高い保育、保育士の資質向上、施設設備」が明記された市の中・長期計画の書式に、理念や基本方針の実現に向けた、「保育の研究内容、特色ある保育、人材育成に関わる研修、設備の整備」に関する具体的な計画を加味した小川保育園の中・長期計画が策定されている。さらに収支の裏付けや進捗状況が明示されている。</p>			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	② · c
<p><コメント></p> <p>・中・長期計画を反映させ、具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定しているが、収支計画が示されていない。 ・事業計画を実現可能とするために収支計画が適切に策定されていることが要件となるため、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを期待したい。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	③ · c
<p><コメント></p> <p>・事業計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。事業計画の実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、事業報告として明示して配布し、次年度の計画に反映させるようにしている。</p>			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	④ · c
<p><コメント></p> <p>・グランドデザインや年間行事計画のほかに事業計画の主な内容をイラストや写真を用い分かりやすく示した資料を作成し、保護者に配布をして保護者会の総会などで説明したり、掲示をしたりして理解を促している。 ・事業計画全体のまとめとして事業報告書を策定し保護者へ配布をし、次年度への協力や理解を促すようにしていくことを望みたい。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑤	b · c
<p><コメント></p> <p>保育の資質向上や保育サービスについて市として組織的に第三者評価を順次受審し、課題を改善している。保育所においては、第三者評価受審該当園ではなくても毎年セルフチェックや「保育の自己チェックリスト」を活用し、自己評価を行っている。また、年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、職員の個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会や園全体で検討する場を設け、園の保育に反映させるようにしている。 ・今年度は、第三者評価の自己評価をしていく中で、自己の評価結果を踏まえて職員間での問題点や課題などを検討し共通理解を図ったうえで再度評価に試み、更にその中から多数の気づきを再発見し共通理解をより深めたうえで再三の評価に取り組んだことにより、共通する課題などが洗い出された。今後第三者評価機関の結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 ・過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。</p>			

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 ・個々の自己評価を保育所全体としての傾向のデータ化を図り、課題の要因分析をし、見直しや改善に繋げていくことを期待したい。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し、職員に配布して年度当初職員会議で表明をしている。職員室やロッカー一室などにも掲示をして確認の機会としている。また、保育園事業計画の運営機構に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について明確化している。 		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料を収集しリスト化し、閲覧できるように職員室に常備している。必要に応じて、資料を配布して内容の確認や検討する機会を設け、理解を深めるように努力をしている。 		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。 ・「あいさつを大切にします、人と関わる力を育みます、手足の指先まで使える活動を充実します、自然に触れる経験を豊かにします」を本年度の重点努力事項として設定し、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、「手足の指先まで使える子になろう」を本園の研修テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。 		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた人員配置、就業時間内での保育事務処理や業務の単純化等働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。また、「作業ノート」の活用により人員配置を工夫し保育環境や保育準備などを効率的に行ったり、「働き方チェックシート」を作成し職員が休暇を取りやすいような工夫とシートを可視化することで保育の見通しや保育士のスケジュールが確認でき保育に反映させるようにしている。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的なプランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。市として、より良質な保育を目指しての人員の確保や潜在保育士の確保を目指して、「保育士確保のプロジェクト」も確立され、保育園の掲示板にポスターを掲示したり、地域への広報活動なども行っている。 ・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっている。 ・ 障がい児に対して、加配の保育士の配置や低年齢児には看護師が配置されている。また、保育に直接関わらない用務員なども配置されている。 		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせ、職員の育成や活用、処遇、人事評価制度に基づく評価などが総合的に実施されている。 ・ 行政の基準に基づいた人事評価を導入し、職員に明示し実施している。自己評価アピール申告票や個人面談などを通して、成果や貢献度を評価している。結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。また、行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。行政においては、自己評価アピール申告票や意向調査で把握する体制が整い、結果の分析や検討をして人材や人員体制に関する具体的な計画に反映させるなど、改善に向けた取り組みをしている。 ・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、新規採用の職員にはメンター制度の利用や、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルズ相談を受けられる仕組みが整えられ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育士指導計画」などに基づいて共通理解を図り、保育の質の向上や人材育成に取り組んでいる。また、職員一人ひとりに、「期待する職員像」や「自己の課題」について話し合う機会を持ち各自の目標を設定し、面接を通して進捗状況を確認するようにしている。 ・ 職員一人ひとりの更なる育成に向け、保育所の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標設定を適正に行うことにより、意識やモチベーションを高めていくことを期待したい。 		

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	①	・	b	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内研究や公開保育、安全などの危機管理、保育のケース検討、幼保小との連携アプローチカリキュラムを取り入れた保育園の研修計画を策定し実行している。 						
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a	・	①	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施している。 ・ 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や用務員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・ 研修成果の評価を反映した研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。 ・ 報告書には、施設長や主任保育士による研修の評価やコメントが記載されていないので、研修による成果を確認していくために、評価やコメントを記載していくことを期待したい。 						

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。						
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	①	・	b	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。 ・ 実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。 						

II-3 運営の透明性の確保

						第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。						
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	・	①	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや保育園事業計画、パンフレットやグランドデザイン、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布をしている。また、未就園児向けの園開放事業についても、地域の回覧板などで情報の提供を行っている。 ・ 苦情・相談の体制についても、園内や掲示板に掲示し、保護者や地域に公表している。 ・ 第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。また、過年度の評価結果は市のホームページで公開をしている。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。また、必要に応じて事業の報告や財務等に関する情報公開し、運営の透明性をより確保するための取り組みを期待したい。 						
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a	・	①	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 						

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては、事業計画の事業内容に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は地域のふれあい祭りや防災訓練、小・中学校区の会議、校区の運動会などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。 ・園児の祖父母や老人クラブとの遊びを通しての交流会や公民館祭りへ4・5歳児の作品を展示したり、地域の未就園児の親子を対象とした保育園行事への招待、地域の保育園との遊びの交流等幅広い触れ合いや交流を図っている。また、社会資源の情報提供として、地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動をしている。 ・現在の地域に根ざし継続している取り組みの他に、子どもと地域との交流を広げることを目的とした保育所の取り組みの新たな拡張を期待したい。 			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	② · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のボランティアマニュアルや保育体験学習マニュアル、登録簿を整備し受入体制を整え対応している。ボランティアの受け入れ状況は、管理日誌に記載をしている。 ・絵本の読み聞かせや素話ボランティア、歌やコーラス、学生などによる保育ボランティアや中学生の職場体験、笹竹提供などの地域ボランティアなどの受け入れも行っている。 ・保育園事業計画の運営機構にはボランティア受入担当者が明示されていないので、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、ボランティア受入担当者を明示し、マニュアルに基づいてボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。 			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	③ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課を初め医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。 ・保護者にはファミリーサポートや療育センター等の資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。 			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a	④ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や校区で定期的開催される会議や運動会などの行事に出席すると共に老人会などの交流、園開放は地域との情報交換の場となっており、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。 			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	⑤ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所のスペースや園庭を活用して未就園児の親子を対象とした園開放や保育園見学など地域の保護者や子どもが自由に参加できる支援活動を実施している。また、保育所の専門性や特性を活かした相談事業を通して地域の子育ての支援を行っている。 ・災害時における帰宅困難時の水や食料水、簡易トイレなどの備蓄品も備えている。 ・地域の公民館で開催されている出前講座で、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けている。 			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示されている。グランドデザイン化して保育室や職員室に掲示し、職員会議等で共通理解を図るようにしている。子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。また、子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて人権擁護マニュアルや性差別注意マニュアルなどを基にして共通理解を持つように努めている。 ・保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。また、人権週間については園だよりに掲載し共通認識が持てるように配慮している。 				
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、市のプライバシー保護マニュアルを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 ・排泄や着替えなどの生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。 				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、入園児のしおりは低年齢児用と幼児用に区分して作成され、年齢や用途によって丁寧な説明内容となっている。 小川保育園の園紹介パンフレットを市役所保育課に置き、情報を広域に提供している。 保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。 ・ホームページが作成され、保育園の特性や特徴、保育内容などを明確に示し、定期的に情報が更新されている。 				
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・入園説明会において、保育園の様子をまとめたパワーポイントを用い入園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。 				
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報等を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・保育所終了後も相談等に応じることをパンフレットや園だより、保護者向けの事業計画にも明記している。 				

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会や生活発表会などの行事参加、試食会の機会を設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施し分析結果を公表している。また、個別懇談会や希望個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者会への出席などを通して意向を把握するようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。 ・得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 ・アンケート実施については、実施の目的を明確に示し、実施の内容や方法、時期などを見直し、多くの保護者がアンケート調査に容易に参加できるような工夫を考慮していくことを期待したい。 				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制が確立され、市の苦情意見対応マニュアルも策定されている。重要事項説明書や入園のしおり、園だよりに明記し、掲示板にも掲示し周知を図っている。また、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 				
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べるができることを園のしおりや事業計画に明記し、口頭でも保護者に周知している。 ・登降園時には必ず門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮し個室で相談を受けようとして環境を整えている。「相談記録」に記載し、内容によっては職員間で共通理解をしている。 				
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などは相談ノートに記録したり、連絡ノートを通じて保護者から受け速やかに対応をしている。また、意見箱を常設したり、アンケートを実施したりして意見を積極的に把握する取組をしている。 ・寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 				

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の危機管理研修に参加している。行政の危機管理マニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げようとしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 ・ 子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めたり、市の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を用い職員間で検討して共有を図るようになっている。 ・ 施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、保育園全体の危険個所などを明記した「園内安全マップ」の掲示をしたり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。 ・ 遊具や備品、樹木等の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の保健衛生マニュアルを基に、感染症に関してのマニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発行されている。 ・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようになっている。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の行動マニュアルを基に、災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。行政の下に耐震対策や防災対策が施されている。 ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。また、保護者の協力を得て引き渡しの避難訓練を実施している。災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、「安心安全メール」の登録もしている。 ・ 災害発生時における保護者の帰宅困難の対応、食料や水、備品の備蓄を整備している。 ・ 様々な防災機器や避難用具、避難設備などを、非常時に備えて全ての職員が周知し、適切に使用できるように職員対応の訓練を実施していくことを願いたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の記録や保育計画、指導計画等は、年度当初、年度末等定期的に検証し見直しがされている。また、他の標準的な実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や障がいのある子どもについては、個別の指導計画を策定している。 		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 記録内容や書き方に差異が生じないように「安城市統一の様式への記載」に基づいて記載し、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 		

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> ・子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をしたり、ガイドラインなどで周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的計画の作成をしている。	保46	a ・ ② ・ c
<コメント> ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、安城市の保育の全体的な計画が編成されている。保育の全体的な計画は、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。 ・保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「心身ともに健やかな子の育成」を目指して、「おもいやりのある子、がんばる気持ちのもてる子、わらって過ごせる元気な子」を育てることを小川保育園の目標に掲げ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 ・市の保育の全体的な計画のため、当該保育園職員参画で編成はされていないが、編成委委員を介して職員の意見が反映されたものとなっている。また、定期的に評価し次の編成に生かすように努力をしている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> ・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。 ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。 ・遊戯室の一面に図書コーナーを設け、子ども同士や親子で絵本が楽しめるような環境を整えている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・2階の木製の廊下は手入れが行き届き、広く長く保育室5室をまたぎ、子どもの格好の遊び空間となっている。 ・保育室から広い屋外が一望でき、園庭の活動状況や木々の変化から四季の移ろいが把握できる。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ② ・ c
<コメント> ・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するように努めている。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ② ・ c
<コメント> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。		

A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供され、作品を大切にしながら遊びの中に継続的に取り入れている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にする取り組みをしている。保護者には園だよりのほかに、遊びの様子を登載した「なかよし会」だよりを配布している。 ・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。 ・園庭にはシンボルツリーのクヌギがあり、大きなドングリ拾いは子ども達の人気の場となっている。四季を感じる樹木や花壇、季節の野菜が収穫できる畑があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。昆虫やメダカなどの飼育や草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育てようとしている。畑には5歳児が植えて育てたいもの、4歳が植えて5歳児になったら収穫してクッキングするものなどが栽培されている。 ・地域の老人クラブのお年寄りの方や園児の祖父母と一緒に様々な遊びを楽しんだり、かるたや福笑いなどの正月遊び、お茶会などの交流を通して思いやる心を育てようとしている。 ・「散歩マップ」を見て近隣の公園で遊んだり、地域散策などで身近な社会事象や自然事象に触れる機会がある。また、市のバスを利用してデンパークへ出かけたり、遊びの交流をしている地域の保育園と一緒に小学校を訪れたりするなど公共の場での交流や地域の人々と積極的に関われるように5歳児ならではの活動も展開している。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児と1歳児の月齢の小さい子が共に生活をしている。安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止やの乳幼児突然死症候群チェックを実施している。床暖は設置されていないが、快適に過ごせるように工夫している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたりして、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。明るく広々とした乳児専用のテラスなどのフリースペースは、個々の遊びのリズムに合わせて、ゆっくりと遊べる場ともなっている。 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1・2歳児は同じ保育室で生活を共にしている。子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。1歳児室には床暖が設置され快適に過ごせるようにしている。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・1・2歳児の子ども達の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。園庭のドングリなどを生かした製作、保育園行事で作成した大型の恐竜や発表会で使用した用具を遊びや生活の中で大切に活用し、子どもたち同士で繰り返して遊べる環境を整えている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 ・年長児ならではの活動として、近くの保育園との合同ドッジボールなどは年長児としての団結や力の発揮場となっている。また、年下の子どもにとっては、憧れと期待の活動ともなっている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、保育カウンセラーの訪問や指導、助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、保護者に同意を得て専門機関への同行もしている。生活場面では、表示を分かりやすくしたり生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びが指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になるような工夫をしている。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担当が伝えるようにしている。 ・保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に送付し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校との合同会議の出席や保育園の公開保育に小学校教師を招き保育の様子を視てもらう機会がある。 ・市の「アプローチカリキュラム」を基に就学を見通した保育の配慮をしている。 ・地域の保育園と一緒に、小学校の授業の様子を見に行ったり、一日入学体験を通して小学校への期待が持てるような活動を取り入れている。 ・保護者には保育参観などで子どもの様子を観る機会や懇談会などの中で、施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。 ・小学校との関わりが難しい地域ではあるが、保育活動を通して子どもと小学校との関りがより持てるように期待をしたい。 		

A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・保健マニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。 ・乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢の応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。 			
A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を記載して保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることを留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗い、うがいなど保育の場面に反映させている。園医の協力を得て歯磨き指導やデンタルケア教室を実施している。また、5歳児は保護者に同意を得てフッ化物洗口を行っている。 			
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て保護者、施設長、主任保育士を交え面接を行っている。 ・給食実施においては保護者や施設長、主任保育士を交え、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、給食センターと連携し除去食の対応をしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、用務員、担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。アレルギーの症状に応じて、職員の見守りを受けながら食事をしている。 ・会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。 			
A-1-(4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・ピーマンやサツマイモ、大根、ブロッコリーなど季節の野菜を子どもと一緒に栽培し、クッキング体験をしたり、収穫物を持ち帰り家族で食する機会を作っている。また、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した毎月の献立表を配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。 ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。 			
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・給食センターで作られた食事を提供しているが、管理栄養士により年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 ・職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、検食簿に記載し給食センターに提出をして連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。また、5歳児には、市の栄養士による食事指導の機会もある。 ・衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 入園式や父母の会総会、行事、懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。また、日々の保育内容や子どもの様子について、掲示板に記載したり写真を掲示している。 ・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようになっている。 ・ 意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市のマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・ マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。		